

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 163 「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由について」

企業会計基準委員会は 2018 年 2 月 16 日に企業会計基準第 28 号

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（以下「改正基準」）等を公表しました。当該改正では、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、その金額が重要であるときは、繰越期限別に一定の事項を記載することに加え、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載することとなりました（改正基準 5 項(注 9)）。

今回は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由についての注記事項についてご説明します。

繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価の観点から、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも一般的に回収可能性に関する不確実性が高いとされているものの、従来の注記事項には、当該繰延税金資産の計上額やその回収可能性の判断理由が記載されていないため、当該評価は困難となっていたと考えられます（改正基準 43 項）。

このため、税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報の他に、財務諸表利用者による税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、定性的な情報として当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由についての注記事項を定めることとされました（改正基準 44 項）。

なお、回収可能と判断した主な理由は、企業の置かれている状況により様々であると考えられるため、当該理由にどのような事項を記載するかについて、特段定められていません（改正基準 46 項）。

【適用時期】

税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由についての注記事項は、原則として2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用します（改正基準6項）。

ただし、適用初年度においては、適用初年度の比較情報に記載しないことができます（改正基準7項）。